

高知県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。

○高知県心身障害者扶養共済制度条例

(昭和 46 年 10 月 15 日条例第 26 号)

改正 昭和 55 年 3 月 22 日条例第 3 号 昭和 57 年 7 月 13 日条例第 22 号
昭和 59 年 12 月 24 日条例第 29 号昭和 61 年 3 月 22 日条例第 7 号
平成 5 年 3 月 22 日条例第 10 号 平成 7 年 10 月 13 日条例第 53 号
平成 11 年 3 月 26 日条例第 12 号 平成 12 年 3 月 28 日条例第 37 号
平成 15 年 7 月 18 日条例第 41 号 平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号

高知県心身障害者扶養共済制度条例

(目的)

第 1 条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するため、高知県心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とする。

(機構との契約)

第 2 条 県は、この制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 12 条第 3 項の規定による保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結するものとする。

[[独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 3 項](#)] [法]

一部改正 [昭和 59 年条例 29 号・平成 5 年 10 号・15 年 41 号]

(用語の定義)

第 3 条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級から 3 級までに該当する障害を有する者

[[身体障害者福祉法施行規則](#)]

- (3) 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前 2 号に掲げる者と同程度と認められるもの

[[第 1 号](#)] [[前号](#)]

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

- (1) 心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

- (2) 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族(親族でないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。)
- 3 この条例において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、規則で定める場合を除く。
- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - (2) 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を全く永久に失ったもの
 - (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの
 - (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
 - (5) 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
 - (6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの
 - (7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの
 - (8) 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
 - (9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第 12 条第 2 項に定める共済制度をいう。

[法第 12 条第 2 項]

一部改正〔昭和 57 年条例 22 号・59 年 29 号・平成 5 年 10 号・11 年 12 号・15 年 41 号〕
(加入資格)

第 4 条 この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 県の区域内に住所を有すること。
 - (2) 65 歳未満であること。
 - (3) 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となりうる者であること。
- 2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。

[前項]

- (1) 制度の発足後に転入(新たに県の区域内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をしたこと。
- (2) 転入の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度に限る。以下同じ。)に加入していた者であり、転入後直ちにこの制度に加入する者であること。

一部改正〔昭和 55 年条例 3 号・59 年 29 号・平成 15 年 41 号〕
(加入)

第 5 条 この制度に加入しようとする者は、規則の定めるところにより加入を申し込み、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。

(1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。

[前条]

(2) 同一の心身障害者について、既に前項の規定による加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）があるとき、又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあったとき。

[前項]

一部改正〔昭和55年条例3号〕

（口数による加入）

第5条の2 この制度への加入は、口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入の申込者又は加入者が加入できる口数は、1口又は2口のいずれかとする。

全部改正〔平成7年条例53号〕

（口数の追加）

第5条の3 加入の申込者又は加入者は、口数の追加時に65歳未満であるときは、規則の定めるところにより、知事に口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数追加の承認をしなければならない。

[前項]

(1) 口数追加の申込者が口数追加時に特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。

(2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数追加がされているとき。

追加〔昭和55年条例3号〕、一部改正〔平成7年条例53号〕

（掛金の納付等）

第6条 加入者（第17条第1項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者を除く。以下この項において同じ。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、別表の1の表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に20年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

[第17条第1項] [別表]

- 2 第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、口数追加時の年齢に応じ、別表の2の表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、口数追加を20年以上継続しているものは、掛金の納付を要しない。

[第5条の3第2項] [別表]

- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第4条第2項の規定の適用を受けて加入者となった者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数追加がされた期間は、それぞれこの制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

[第1項] [前項] [第4条第2項]

全部改正〔昭和55年条例3号〕、一部改正〔昭和61年条例7号・平成7年53号〕

(掛金の減額)

- 第7条 知事は、加入者が生活困窮のため、掛金を納付することが困難であると認めるときは、掛金を減額することができる。ただし、加入者が転出(新たに県の区域外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間に係る掛金については、この限りでない。

一部改正〔昭和55年条例3号・平成7年53号〕

(年金の支給)

- 第8条 加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その死亡し、又は重度障害となった日の属する月から、規則の定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

- 2 年金の額は、月額2万円とする。
- 3 口数追加加入者については、前項の額に月額2万円を加算する。ただし、年金の支給が重度障害による場合であって、その重度障害が規則の定めるものであるときは、加算しない。

[前項]

一部改正〔昭和55年条例3号〕、一部改正〔昭和57年条例22号・平成7年53号〕

(年金管理者)

- 第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
 - (2) 破産者であつて復権を得ないもの
- 3 加入者は、年金管理者を変更することができる。
- 4 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するにいたつた場合には、加入者は、すみやかに、年金管理者を変更しなければならない。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 所在が不明になったとき。
 - (3) 第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。
[第2項第1号] [第2項第2号]
 - (4) 辞退の申出をしたとき。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。
- (1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するにいたつた場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。
[前項第1号] [前項第2号] [前項第3号] [前項第4号]
 - (2) 年金管理者が第12条の規定に違反したとき。
[第12条]
- 6 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。
- 7 年金管理者が指定されている場合においては、年金給付の支払は、当該年金管理者に対して行なうものとする。

一部改正〔平成12年条例37号〕

(年金の支給停止)

第10条 第8条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

[第8条第1項]

- (1) 所在が1月以上不明のとき。
- (2) 懲役又は禁錮(こ)の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(支払の一時差止め)

第11条 年金受給権者又は年金受給権者に代わつて現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく、第18条第4項に規定する報告をしないときは、年金給付の支払を差し止めることができる。

[第 18 条第 4 項]

(年金の使途の制限)

第 12 条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(年金受給権の消滅)

第 13 条 年金受給権は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

(弔慰金の支給)

第 14 条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則の定めるところにより、当該加入者であった者(当該加入者であった者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族)に弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日まで継続する加入期間(次項において「加入期間」という。)が 1 年に満たないときは、この限りでない。

[次項]

2 弔慰金の額は、加入期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 加入期間が 1 年以上 5 年未満の場合 5 万円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(2) 加入期間が 5 年以上 20 年未満の場合 12 万 5 千円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(3) 加入期間が 20 年以上の場合 25 万円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第 17 条第 1 項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者を除く。)については、前項の額に、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が 1 年に満たないときは、この限りでない。

[第 17 条第 1 項] [前項]

(1) 口数追加期間が 1 年以上 5 年未満の場合 5 万円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(2) 口数追加期間が 5 年以上 20 年未満の場合 12 万 5 千円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(3) 口数追加期間が 20 年以上の場合 25 万円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

4 第6条第3項の規定は、第1項ただし書及び前項ただし書の規定を適用する場合に準用する。

[第6条第3項] [第1項] [前項]

一部改正〔昭和55年条例3号・61年7号・平成7年53号・20年15号〕

(脱退一時金の支給)

第14条の2 加入者が脱退の申出をしたとき又は口数追加加入者が口数の減少の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、規則の定めるところにより、当該加入者又は口数追加加入者に脱退一時金を支給する。

(1) 脱退の申出の場合にあつては当該申出をした日まで継続する加入者であった期間(次項において「加入期間」という。)が、口数の減少の申出の場合にあつては当該申出をした日まで継続する口数追加加入者であった期間が5年に満たないとき。

[次項]

(2) 加入者が転出をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。

(3) 第7条の規定に基づき掛金を減額されている者であつて規則で定めるものであるとき。

[第7条]

2 加入者が脱退の申出をした場合の脱退一時金の額は、加入期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満の場合 7万5千円

一部改正〔平成20年条例15号〕

(2) 加入期間が10年以上20年未満の場合 12万5千円

一部改正〔平成20年条例15号〕

(3) 加入期間が20年以上の場合 25万円

一部改正〔平成20年条例15号〕

一部改正〔平成20年条例15号〕

3 口数追加加入者が脱退の申出をした場合において、脱退の申出をした日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)が5年以上であるときは、口数追加期間に応じ、それぞれ次に掲げる額を前項の脱退一時金の額に加算する。

[前項]

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満の場合 7万5千円

一部改正〔平成20年条例15号〕

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満の場合 12万5千円

一部改正〔平成20年条例15号〕

(3) 口数追加期間が 20 年以上の場合 25 万円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

4 口数追加加入者が口数の減少の申出をした場合の脱退一時金の額は、口数の減少の申出をした日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 口数追加期間が 5 年以上 10 年未満の場合 7 万 5 千円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(2) 口数追加期間が 10 年以上 20 年未満の場合 12 万 5 千円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(3) 口数追加期間が 20 年以上の場合 25 万円

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

5 前各項の規定の適用に当たっては、第 6 条第 3 項の規定を準用する。

[\[第 1 項\]](#) [\[第 2 項\]](#) [\[第 3 項\]](#) [\[前項\]](#) [\[第 6 条第 3 項\]](#)

追加〔平成 7 年条例 53 号〕、一部改正〔平成 20 年条例 15 号〕

(年金等の支給制限)

第 15 条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかったときは、当該加入者の扶養していた心身障害者に対しては、年金の全部又は一部を支給しない。

2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかったときは、当該加入者に対しては、弔慰金を支給しない。

一部改正〔昭和 55 年条例 3 号・59 年 29 号・平成 15 年 41 号〕

(年金等の返還)

第 16 条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の支給を受けていた者がいるときは、その者にすでに支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の喪失等)

第 17 条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。ただし、口数追加加入者が第 2 号に該当する場合において、その重度障害が規則の定めるものであるときは、この限りでない。

[\[第 2 号\]](#)

(1) 加入者が死亡したとき。

- (2) 加入者が重度障害となったとき。
 - (3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
 - (4) 加入者が脱退の申出をしたとき。
 - (5) 加入者が掛金を滞納し、規則の定める期日までに納付しないとき。
 - (6) 加入者が転出をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。
- 2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。
- (1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
 - (2) 口数追加加入者が口数追加に係る掛金を滞納し、規則の定める期日までに納付しないとき。
- 3 前2項の規定により、加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

[第1項] [前項]

一部改正〔昭和55年条例3号・57年22号・平成7年53号〕
(届出義務等)

第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
- (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。

[第1号] [第2号] [前号]

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障害となったとき。
- (2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年金受給権者が死亡したとき。

(3) 年金受給権者に第 10 条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

[第 10 条第 1 号] [第 10 条第 2 号] [第 10 条第 3 号]

- 4 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者は、規則の定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関して知事に報告しなければならない。
- 5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、知事の行なう調査に協力しなければならない。

一部改正〔昭和 57 年条例 22 号〕

(加入者等の年齢)

第 19 条 この条例において、加入の申込者及び加入者の年齢は、毎年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)の初日における年齢とする。

追加〔昭和 55 年条例 3 号〕

(掛金額の調整)

第 20 条 第 6 条に定める掛金の額は、法第 12 条第 3 項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに、変更すべきものとする。

[第 6 条] [法第 12 条第 3 項]

追加〔昭和 61 年条例 7 号〕、一部改正〔平成 5 年条例 10 号・15 年 41 号〕

(規則への委任)

第 21 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和 55 年条例 3 号・61 年 7 号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 46 年 12 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項中加入の申込みに係る部分は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和 46 年 11 月 30 日以前に転入した者であつて、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者が引き続いてこの制度に加入する場合には、第 4 条第 2 項第 1 号中「制度の発足後」とあるのは「制度の発足前」と、同条同項第 2 号中「転入の直前まで」とあるのは「この制度に加入する直前まで」と、「転入後」とあるのは「制度発足後」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 昭和 46 年 11 月 30 日において、財団法人高知県心身障害児(者)扶養財団の定める高知県心身障害児(者)終身扶養年金約款(以下「年金約款」という。)に基

づく年金契約者であった者が、同日までにこの制度に加入の申込みをした場合は、第4条第1項各号の規定は、適用しない。

- 4 前項の規定の適用を受けてこの制度の加入者となった者について、第6条第1項ただし書又は第14条第1項ただし書の規定を適用する場合には、年金契約者であった期間は、この制度の加入期間とみなす。

一部改正〔昭和55年条例3号〕

- 5 昭和46年11月30日までに、年金約款により年金の受給権を取得している者については、この条例の規定の例により昭和46年12月分から年金を支給する。

附 則(昭和55年3月22日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に2条を加える改正規定(特約条項及び口数追加条項の付加の申込みに関する部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づく加入者は、この条例による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例の規定の適用に当たっては、45歳以上で加入した者についても、45歳未満で加入したものとみなす。

附 則(昭和57年7月13日条例第22号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日条例第29号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、この制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であってこの条例の施行後に新条例第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの(新条例第17条第1項ただし書に該当するため重度障害となったが加入者としての地位を失わない者及び昭和55年4月1日以後加入者となった者であってその加入時の年齢が45歳以上であったものを除く。)は、新条例第6条第1項の規則の定めるところにより、その者の昭和61年4月1日における年齢に応じて、それぞれ次の表に定める掛金を県に納付

しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に25年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

昭和61年4月1日における年齢区分	県内に住所を有する加入者に係る掛金月額	転出期間中の加入者に係る掛金月額
35歳未満の者	1,050円	1,400円
35歳以上40歳未満の者	1,425円	1,900円
40歳以上45歳未満の者	1,950円	2,600円
45歳以上の者	2,400円	3,200円

- 3 前項の適用に当たっては、新条例第19条の規定を準用し、同項ただし書の適用に当たっては、新条例第6条第3項の規定を準用する。
- 4 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年10月13日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において、高知県心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(社会福祉・医療事業団法(昭和59年法律第75号)第21条第2項に定める共済制度をいい、社会福祉・医療事業団と同条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結している場合のものに限る。以下同じ。)に加入している者であってこの条例の施行後にこの条例による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの(新条例第17条第1項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者を除く。)については、新条例第6条第1項及び第2項の規定は、次に定めるところにより読み替えて適用するものとする。
 - (1) この制度又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に昭和54年10月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものについては、新条例第6条第1項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、別表の1の表」とあるのは、「規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、高知県心身

障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)附則別表第1」と読み替える。

- (2) この条例による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の規定による特約付き加入者については、新条例第6条第2項中「第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)」とあるのは「高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)による改正前のこの条例第5条の2第2項の規定による特約条項の付加の承認を受けた者」と、「口数追加の承認を受けた日」とあるのは「当該特約条項の付加の承認を受けた日」と、「口数追加時の年齢に応じ、別表の2の表」とあるのは「当該特約追加条項の付加時の年齢に応じ、高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)附則別表第2」と読み替える。
 - (3) 旧条例の規定による口数追加付き加入者については、新条例第6条第2項中「第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)」とあるのは「高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)による改正前のこの条例第5条の3第2項の規定による口数追加条項の付加の承認を受けた者」と、「口数追加の承認を受けた日」とあるのは「当該口数追加条項の付加の承認を受けた日」と、「口数追加時の年齢に応じ、別表の2の表」とあるのは「口数追加条項の付加時の年齢に応じ、高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)附則別表第2」と読み替える。
 - (4) 前3号に掲げる者以外の者については、新条例第6条第1項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和61年4月1日における」と、「別表の1の表」とあるのは「高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)附則別表第3」と、「20年」とあるのは「25年」と読み替える。
- 3 この条例の施行の日の前日において、旧条例の規定による特約付き加入者又は口数追加付き加入者である者及び他の地方公共団体の実施している心身障害者扶養共済制度における特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受けている者であってこの条例の施行後に新条例第4条第2項の規定によりこの制度に加入したものは、新条例の規定による口数追加の承認を受けているものとみなす。この場合において、新条例の規定による口数追加の期間には、特約条項又は口数追加条項の付加の期間を通算するものとする。

- 4 この条例の施行前に、加入者又は旧条例の規定による特約付き加入者若しくは口数追加付き加入者が脱退又は特約条項若しくは口数追加条項の付加の取消しの申出をした場合は、新条例第14条の2の規定は、適用しない。

附則別表第1(附則第2項関係)

加入時の年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額			転出期間に係る加入者の掛金の月額		
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降
35歳未満の者	1,575円	2,100円	2,625円	2,100円	2,800円	3,500円
35歳以上40歳未満の者	2,100円	2,775円	3,375円	2,800円	3,700円	4,500円
40歳以上45歳未満の者	2,850円	3,675円	4,500円	3,800円	4,900円	6,000円
45歳以上50歳未満の者	3,220円	4,200円	5,180円	4,600円	6,000円	7,400円
50歳以上55歳未満の者	3,990円	5,110円	6,230円	5,700円	7,300円	8,900円
55歳以上60歳未満の者	5,040円	6,300円	7,560円	7,200円	9,000円	10,800円
60歳以	6,300円	7,840円	9,310円	9,000円	11,200円	13,300円

上 65 歳 未満の 者			円			円
--------------------	--	--	---	--	--	---

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附則別表第 2(附則第 2 項関係)

特約条項又は口数追加条項の付加時の年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額			転出期間に係る加入者の掛金の月額		
	平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで	平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで	平成 10 年 4 月 1 日以降	平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで	平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで	平成 10 年 4 月 1 日以降
35 歳未満の者	1,575 円	2,100 円	2,625 円	2,100 円	2,800 円	3,500 円
35 歳以上 40 歳未満の者	2,100 円	2,775 円	3,375 円	2,800 円	3,700 円	4,500 円
40 歳以上 45 歳未満の者	2,850 円	3,675 円	4,500 円	3,800 円	4,900 円	6,000 円
45 歳以上 50 歳未満の者	3,450 円	4,500 円	5,550 円	4,600 円	6,000 円	7,400 円
50 歳以上 55 歳未満の者	4,275 円	5,475 円	6,675 円	5,700 円	7,300 円	8,900 円
55 歳以上 60 歳未満の者	5,400 円	6,750 円	8,100 円	7,200 円	9,000 円	10,800 円
60 歳以上 65 歳未満の者	6,750 円	8,400 円	9,975 円	9,000 円	11,200 円	13,300 円

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附則別表第 3(附則第 2 項関係)

昭和 61 年 4 月 1 日における年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額			転出期間に係る加入者の掛金の月額		
	平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで	平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで	平成 10 年 4 月 1 日以降	平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで	平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで	平成 10 年 4 月 1 日以降

	月 1 日から 平成 9 年 3 月 31 日まで	月 1 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで	年 4 月 1 日以 降	月 1 日から 平成 9 年 3 月 31 日まで	月 1 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで	年 4 月 1 日以 降
35 歳未満 の者	1, 575 円	2, 100 円	2, 625 円	2, 100 円	2, 800 円	3, 500 円
35 歳以上 40 歳未満 の者	2, 100 円	2, 775 円	3, 375 円	2, 800 円	3, 700 円	4, 500 円
40 歳以上 45 歳未満 の者	2, 850 円	3, 675 円	4, 500 円	3, 800 円	4, 900 円	6, 000 円
45 歳以上 の者	3, 450 円	4, 500 円	5, 550 円	4, 600 円	6, 000 円	7, 400 円

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日条例第 12 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 37 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 18 日条例第 41 号)

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、高知県心身障害者扶養共済制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であってこの条例の施行後にこの条例による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 2 項の規定により高知県心身障害者扶養共済制度に加入したもの(以下「改正前加入者」という。)については、新条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定は、次に定めるところにより読み替えて適用するものとする。ただし、同条第 1 項の規定の適用については、新条例第 17 条第 1 項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者を除く。

- (1) 高知県心身障害者扶養共済制度又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に昭和54年10月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものについては、新条例第6条第1項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、別表の1の表」とあるのは、「規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第15号)附則別表第1」と読み替える。
 - (2) この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例(以下この号において「旧条例」という。)第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年高知県条例第53号)附則第3項の規定により旧条例第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けているものとみなされた者を含む。以下「口数追加加入者」という。)については、新条例第6条第2項中「口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、口数追加時の年齢に応じ、別表の2の表」とあるのは、「規則の定めるところにより、口数追加時の年齢に応じ、高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第15号)附則別表第2」と読み替える。
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者については、新条例第6条第1項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和61年4月1日における」と、「別表の1の表」とあるのは「高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第15号)附則別表第3」と、「20年」とあるのは「25年」と読み替える。
- 3 改正前加入者に係る新条例第14条第1項の規定による弔慰金の支給にあつては、同条第2項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第3項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
 - 4 改正前加入者に係る新条例第14条の2第1項の規定による脱退一時金の支給にあつては、同条第2項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第3項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、

同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第4項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。

- 5 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退並びに口数追加加入者の脱退及び口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

加入時の年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額	転出期間に係る加入者の掛金の月額
35歳未満の者	4,200円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	5,175円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,525円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,420円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,120円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	8,960円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	10,150円	14,500円

備考 「転出期間」とは、転出(新たに県の区域外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をした日の属する月の翌月から転入(新たに県の区域内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附則別表第2(附則第2項関係)

口数追加時の年齢区分	県内に住所を有する口数追加加入者の掛金の月額	転出期間に係る加入者の掛金の月額
35歳未満の者	4,200円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	5,175円	6,900円

40歳以上45歳未満の者	6,525円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,950円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,700円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	9,600円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	10,875円	14,500円

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附則別表第3(附則第2項関係)

昭和61年4月1日における年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額	転出期間に係る加入者の掛金の月額
35歳未満の者	4,200円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	5,175円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,525円	8,700円
45歳以上の者	7,950円	10,600円

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

別表(第6条関係)

1 加入に係る掛金額

加入時の年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額	転出期間に係る加入者の掛金の月額
35歳未満の者	6,975円	9,300円
35歳以上40歳未満の者	8,550円	11,400円
40歳以上45歳未満の者	10,725円	14,300円
45歳以上50歳未満の者	12,110円	17,300円

50歳以上55歳未満の者	13,160円	18,800円
55歳以上60歳未満の者	14,490円	20,700円
60歳以上65歳未満の者	16,310円	23,300円

一部改正〔平成20年条例15号〕

2 口数追加に係る掛金額

口数追加時の年齢区分	県内に住所を有する口数追加加入者の掛金の月額	転出期間に係る口数追加加入者の掛金の月額
35歳未満の者	6,975円	9,300円
35歳以上40歳未満の者	8,550円	11,400円
40歳以上45歳未満の者	10,725円	14,300円
45歳以上50歳未満の者	12,975円	17,300円
50歳以上55歳未満の者	14,100円	18,800円
55歳以上60歳未満の者	15,525円	20,700円
60歳以上65歳未満の者	17,475円	23,300円

一部改正〔平成20年条例15号〕

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

全部改正〔平成7年条例53号〕、一部改正〔平成20年条例15号〕